

日本カナダ法律家会議

シンポジウム記録 (3)

中京大学法学部基礎法パート

目次

- 一、開会式
- 二、基調報告
- 三、第一部
 - (a) 日本法
 - (b) 法哲学
- 四、第二部
 - (a) 労働法
 - (b) 法実務
- 五、閉会式

(以上中京法学十九卷二号)

(中京法学十九卷四号)

(以上本号)

(b) 法実務

スミス 最後のセッションです。最初と最後のセッションには非常に具体的な話題が準備されています。ここにバンクーバーから弁護士が二名参加できたことは非常によろこばしいことです。まずマイルズ弁護士です。

マイルズ (William Miles) 外資審査法の影響がどのようなものであるかということ、その将来について若干の予測を申しあげたいと思います。外資審査法 (Foreign Investment Review Act, 1974) は以後フィラと申しあげます。

カナダは独立以来一世紀を経っていますが、経済生活を全面的に外国に支配されることを非常に恐れてまいりました。このよ

うな恐怖心から、当初、厳格な関税政策がとられ、これによっ

てカナダの商工業の保護と発展がはかられました。

最近、とくに六〇年代七〇年代になって、カナダの産業界における企業の所有権についての問題がおこりました。つまり、企業があまりにも多く外国人の手におちていることについて憂慮の念が強くなったわけです。その結果、連邦政府も州政府も諸々の立法措置を講じ、カナダ企業のカナダ人による支配の促進を試みてきました。

この立法はいろいろなかたちをとります。まず第一に銀行その他の金融機関およびラジオ・テレビ等の放送事業については外国人の所有権につき限界が設けられました。第二にカナダの会社の役員の一部数はカナダに居住する者でなければならぬと規定する州がふえています。第三に小規模な会社にたいする所得税率の引き下げを定める所得税法があります。ただしこの優遇策はカナダ人のコントロール下にある会社にたいしてだけ適用されるものです。第四に国家のエネルギー政策上、石油・ガス産業分野でのカナダ人による企業所有の促進のために、連邦政府が採用したさまざまな刺戟策や規制等があります。

しかし最も重要なものはフィラであります。この法律は他の諸法とは違って、一、二の例外を除き、業種の如何を問わずカナダの全企業に適用されます。

フィラの条文中に前述の政策はよく示されています。要約すれば、カナダに実質的な利益がもたらされる場合に限り、カナダ人以外の者のカナダにおける企業支配権の取得や新企業の設

立が許可される、ということであります。二種類のタイプの投資がフィラの規制下に入ります。第一は新企業の設立、第二は現存する企業の株ないし資産の買とりによる支配権の取得であります。フィラはこの二つのタイプの投資が不適格者(Non-eligible persons)によってなされる場合につき規制を設けました。すなわちフィラは、現に携っている事業に「無関係な」企業をカナダで新しく設立しようとする場合には許可を得なければならぬ、と規定しました。そこで不適格者とは何か、既存の企業との関係とは何かという問題が生じたわけです。

まず不適格者という概念について説明致します。これには個人、政府および法人が含まれます。まず個人についていえばカナダ市民でない人、カナダの入管法のもとで永住権を持っていない人、更に長期間——通常は五年ですが——外国に居住するカナダ市民などがこれにあたります。次に政府ですが、外国の政府及びその機関がそうです。それから第三に法人ですが、これは非常に複雑で完全に説明する時間はありません。このさい次のように申しあげればよいと思います。その会社の最終的なコントロールが、不適格な個人の手にあるような場合にはその法人も不適格とみなされる、ということです。

また、フィラは、投票権を伴う株の一定量が、不適格な個人、あるいはカナダ外で法人化されている会社の支配下にある場合には、その会社は、特に反証がないかぎり、不適格とみなす旨を規定しています。その率は五%以上です。

さらに強調しておかなければならないのは、以上の条件にあてはまらなくても不適格とされる場合があることです。たとえば経営契約などによって外国または外国人の支配下にある場合がそれにあたります。この場合には担当大臣が拘束力をもった裁定を下す義務をもつことが定められております。

次に既存の企業との関連とは何か、という問題です。フィラは、新規に設立される企業について、カナダ国内で、不適格者によって既に営業されている企業と関連をもたないことを要求しているだけです。したがって現存の会社を拡張する場合にはこの規制は受けません。フィラは、企業間の「関連」という概念については何等言及せず、ガイドラインだけを示しました。ガイドラインというのは非常に曖昧で疑問が多いわけですが、特定企業が既存の企業と関連を有するか否かについては担当大臣の裁定をうけることとなります。以上が新会社の設立に際しての問題です。また、既存のカナダ企業の取得について、フィラは、不適格者がカナダの企業の支配権を取得する場合には認可が要求されることを規定しました。不適格者概念は既に説明したとおりです。

次に支配権について申し上げます。カナダの企業の支配権を獲得する方法は二つあります。一つは株の取得であり、もう一つは生産に必要なあらゆる資産の取得であります。無制限配当受領権付株式の五%以上を所有した場合には当該会社の支配権を取得したとみなされるというのが原則です。

カナダの企業とは何かといえ、利益を求めて行われるおおよそあらゆる種類の活動をさします。この中にはカナダで法人化される会社も含まれますし、外国で法人化されている会社がカナダ国内で行っている業務も入ります。そしてもう一つ、特にカナダ人以外の人にとって重要な点を申しあげます。それは当該事業体が、カナダの国外で不適格者に支配されている場合にもフィラの適用があることです。つまり、ある外国企業が他の外国企業に譲渡される場合に、もしも子会社がカナダにあれば、やはりフィラの許可を得なければいけないというわけです。したがって、非常に特殊な例がでてくる可能性があります。たとえばトヨタがアメリカのG・Mの株五%を取得する場合にフィラの認可がある、ということになるのです。というのはG・Mはカナダで子会社の運営をしているからです。こういう理屈がなりたつこととなります。法律家の多くは、この解釈はよくないと思っております。フィラの条文上は議論の対象になり得るわけです。

次に実際の審査・申請のプロセスについて申しあげたいと思います。これを実施するために特定の機関 (Foreign Investment Review Agency) 外国投資審査庁) があります。これが企業の取得あるいは新設の申請について審査し、申請者側と協議し、連邦政府に諸々の勧告を行います。この機関自体が認可権能を持っているわけではありません。認可は審査庁の勧告をもとに連邦政府が政治的レベルで決定します。しかし審査庁

は企画書についての交渉や解釈に際して、非常に重要な役割をはたします。難しい問題については、審査庁の見解を前もって文書でもらっておくことができます。この意見書は政府にたいする拘束力はありませんが、極めて大きな取引の際にも重視されております。

連邦政府は、企業の取得または新設がカナダにとって多大の利益をもたらす場合にのみこれを認可します。明らかにプラスになるということが積極的に立証されなければなりません。そこで、審査庁は、投資家にたいして、彼らのプロジェクトが許可されるように、どうすればカナダにとってプラスになるかを助言するわけです。投資を考える人は審査庁と細かい交渉を行い、明確な文書でその業務計画・進出の目的等を明らかにします。申告の意志を概括的に述べただけの文書では不十分です。

具体的なことを申し上げますと、私は顧客に、まず非公式に審査庁にたいする打診を行うように、いきなり文書を出さないようにと聞いています。この過程で投資家はフィラについて大體の概念がつかめますし、また文書では十分伝えられない意図を相手方に知らせることができるからであります。また投資対象と考えられている州の政府ともあらかじめ連絡をとることがあります。州政府はこのプロセスにおいて正式な役割は受持っておりませんけれども、彼らの援助が得られれば非常に力強いわけですから、州政府との相談も不可欠な場合があります。申請書類を準備する段階では、事実上詳細にかつ完全に述べなければ

ばなりません。

審査期間ですが、フィラの規定では、審査は六十日間で終了すべきだとされています。しかし、六十日では不十分であり多くの場合はるかに長い時間がかかっています。簡単な場合には二、三週間で終りというような例もありますが、申請から決定まで二年ぐらい、あるいはそれ以上かかることもあります。しかし最近この点について不満が高まっているために審査期間は若干短縮され改善の兆しがみえてきております。

次にフィラの適用が除外される例を申し上げます。まず複数の人が企業を取得あるいは新設するジョイント・ベンチャーやパートナー・シップの場合です。フィラにはグループの中に一人でも不適格者がいる場合にはその適用がある旨の規定があります。当該の人がグループ全体の中でどの程度の率で所有権等を有するかは問わず、一人でもいれば認可が必要というわけです。この規定についてももう少し柔軟な取扱いをすべきだという意見がよくなり、ガイドラインができました。それによれば不適格者の占有率が最終的な支配にあまり影響を及ぼさない程度である場合にはかまわないということになっています。これが第一の例外です。

第二の例外は短期間の事業契約です。これは近年実務で積みあげられてきた慣行ですが、最近になって解釈例規が出されました。すなわち、不適格者がカナダで事業をする場合でも、その事業が一年以内に完成する場合にはフィラの適用が除外され

る、というのがそれです。建築会社がプラント建設を行う場合などがこの例です。ただし、建設完了後、当該事業主体がプラントを利用して営業する場合は、フィラの適用があります。

第三は過渡的支配の場合です。これは、進出時に不適格者が支配する会社について、最終的には完全にカナダ人への支配権の譲渡が保障されている場合に、操業開始当時の一定期間に限り不適格者によるその取得ないし設立を認めるものです。ローンの保証のための支配権取得がその例です。

最後に少しだけ日加の比較をしてみたいと思います。ただし、私は日本の外資規制をよく知りませんので印象の域を出ないということをお断わりしておきます。まず第一に私の理解するところでは、日本では一九五〇年代、六〇年代に非常に厳しい規制がなされていたが七〇年代の後半になってかなり緩和されたようにみえます。カナダは逆に、七〇年代に非常に厳格な態度になり、いわば日本より二〇年遅れて手綱を締め出したと言えます。外国資本の導入には規制の強化と緩和の循環があり、政治的な事情もありますから、将来の予見はむづかしいのですがカナダについては近い将来緩和の方向へ動くのではないかと思います。もちろん現在の政府が法律上の規制を緩和することは考えられませんが、外国からの投資の申込みに対しては四、五年前よりも柔軟な態度になってきています。

現在のカナダ政府はフィラを守ることを公約しています。七四年に制定されたフィラは政府と、反対党である社会党との妥

協の産物であります。ですから簡単に反故にするわけには参りません。ただ次のような可能性はあります。

まず運営上緩和の傾向がつづくと思われれます。これは認可を得ることが容易になり期間が短くなっていることから明らかです。もし政権が交代するようなことがあった場合、特にもっと保守的な政府に変わった場合には、かなり重要な変革を行うのではないかと思います。おそらく非常に大きな取り引き以外は自由化されるのではないでしょう。もっともこれらのことはあくまでも可能性にすぎませんが。

ところでフィラの規制がすべての業種に及ぶのに対して、日本の規制は今や非常に限られた業種を対象としているようです。選択的であるという点が大いに違います。以上をまとめて申しますならば、カナダに投資しようとする場合、フィラを無視する訳にはいきません。その申請が許可を得るためには審査を受けざるを得ないわけでありませぬ。

フィラが制定されてからまだ七、八年過ぎただけですが、いままでも出された申請のうち九三％は許可されております。もっとも交渉段階で取り止めになったり取り下げられたりしたものは明らかになっておりませんから、いったいどのくらいが認められなかったのか正確にはわかりません。ただ、審査期間の短縮や適用除外の例示など緩和の傾向がでていることを強調して、私の報告を終わります。

スミス 次はウエイクリー弁護士です。四年前、日本法研究ア

プログラムが設立される前に、ウェイクリーさんはU・B・Cの法学部を卒業しました。今は東京の西村・真田法律事務所に入ります。

ウェイクリー (Wilfred Wakely) カナダの外資審査法について、運用の実態をお話したいと思います。

カナダ大使館は、この頃カナダへの投資誘導に熱心です。何しろ何でもいから金を出して下さいというような非常に大変な売り込みです。そこで、フィラは怖くないといわれています。フィラのポリシーは、仕事が増え、失業者がなくなる企画であればよいというものです。御報告にもありましたが、不適格者がほんの5%の株(無制限配当受領権付株式)を買うと審査をうけなければなりません。ということは、日本から投資する会社のほとんどが不適格者になる可能性が強いわけです。けれども投資は待たれている。そこで州政府と中央政府の関係が実際のところどうなのかと思うわけです。フィラは怖くないといっても……

マイルズ では、州政府と中央政府の関係について申し上げます。

憲法上、現在の外資審査庁は連邦政府の直属機関であります。しかし、財産権及び市民の権利についての現制は大幅に州政府の管轄下にあります。この中にはあらゆる面で企業にたいする規制も含まれています。すなわち、企業の所有権については州政府の管轄下にあるわけです。外国人の企業所有権の問題

のみが連邦の管轄下にあるということは、全くおかしなことで現行カナダ憲法の矛盾のいい例であります。

フィラの規制およびその運用は中央政府と州政府の間の葛藤の種になっています。それは通常次のような形をとります。

州政府は特定の投資を歓迎します。投資家はまず第一に州政府に行きます。そして、州政府がこれを受入れようとするのに、連邦政府が許さないというわけです。この例は数多く、最近ではほとんどすべての州が何らかの形でフィラに対する大幅な修正を要求しております。また州によってはフィラそのものの廃止さえ求めています。ただし、多くの州はそれぞれ独自の規制、いかなれば、フィラのローカル版を設けて居ります。

たとえば、非居住者が土地を持つことを禁じている州がふたつあります。ニューファウンドランドがそのひとつです。更にニューファウンドランド州は石油開発については、自州の居住者優先という原則を定めております。

このように連邦政府の規制と州政府の規制が異なる場合もありますし、両方相俟って強化される場合もあります。州政府自身が特定の外国人の占有を非常に恐れる場合もありますし、逆に投資を歓迎する場合もあります。

最後に、ある程度までウェイクリーさんがおっしゃったことに賛成です。フィラは怖がらなくてよろしいということであり、ある程度までその通りです。言うまでもなくフィラの運用は、この四、五年間に随分進歩しました。そしてカナダのセ

ールスマンは投資を誘致しているわけで、カナダ大使館としては当然投資歓迎という姿勢を出すでしょう。

しかし、フィラを現実に運営しているのはオタワにいる人であって、カナダ大使館の人ではありません。つまりカナダ大使館の態度とオタワの人の態度とは必ずしも一致しません。カナダへの投資は私自身もお勧めしたいところですが、フィラについては、やはりオタワまで行ってちゃんと念入りに手を回しておく必要があると申し上げておきます。

ウエイクリー 事業計画について少しお話いただけませんか。

マイルズ 事業計画設定にあたっての問題は、いかにしてカナダにとって明白な利益をもたらすものという基準に合致するよりに業務内容を計画するかということであり、計画書は投資家とカナダ間の契約という形をとります。これは非常に細かな作業を含むものであります。カナダ政府は事業発足後に、ある程度まで計画の変更を許しています。たとえば、最初の五年間でカナダ人を一〇〇人雇う旨を申請しても五年間で収益が上がるらなかった場合に、規模の縮小や期間の延長を認めるというものです。実際に、モントリオールに進出した焼売のメーカーに対して計画書の修正を認めた例がありますので、契約といってもさほど厳格なものではありません。ですから事業計画設定の段階では、カナダ政府はできるだけ合理的な将来の見通しを求めているにすぎず、すべてが計画書の通りにいかななくてもす

ぐ業務の停廃に結びつくわけではありません。事業計画書をつくることは、弁護士にとって腕のみせどころです。専門的な能力を駆使し、これを生かすいい機会であります。仕事としても非常におもしろいんです。連邦政府に、我々の計画はカナダに有意義な利益をもたらすということを説得する訳でありますから成功した時のよろこびは格別です。

スミス 桑原先生いかがでしょうか。

桑原 カナダにおける外国人労働者の組合における活動の実態と、それからマイノリティグループの労働者としての取り扱いをお伺い致します。

ウエイクリー 審査の時ですか。つまり計画書作成の際にですか。

桑原 ええ、そうです。

ウエイクリー 政府との間で、たとえば、インディアンを二〇名は雇うという約束を含む計画書はとて多いのです。特に北部地域ではインディアンにまず仕事を与えるという約束は、カナダ政府を非常に喜ばせるものです。また、インディアンに一定の技術教育をするという約束もとても好評です。

桑原 法律上、雇い主は労働者の何%かはマイノリティグループに属する者を採用しなければいけないという規定はありますか。

ウエイクリー そういう規定はないと思います。マイノリティを多数採用することはカナダにとってプラスになると思いま

す。ただ、規定はないと思いますね。

マイルズ そういったルールはありません。事業計画書では、単にすべての事実を明確にするだけでなく、その事業がカナダにとって非常な利点となることを十分に説得できる内容のものにしなければいけません。ですから、例えば、政治的な配慮で少数民族の権利擁護を入れればこれは審査をうける際の助けになるでしょう。ただひとつ覚えておかなければいけないのはセールのために入れる項目は具体的に計画書の中にも書き込まなければいけないことになっていくことです。

フィラと独禁法の関係についてふれておきます。

審査段階では競争というのは考慮する幾つかの要素のひとつにすぎません。ただ終局的には審査庁の決定は内閣で承認されることとなります。つまり政府のいちばん高いレベルで決定されるわけです。ところで独禁法はあくまでも内閣の僕であります。連邦の僕であります。ですから最終的には内閣から指示が与えられることとなります。

論理的には可能であるとしても、実際問題として、フィラのもとで自らが投資を許可し、その後には今度は独禁法に照らし合わせて訴追を指示するというようなことは考えられないと思うのです。もし、あり得るとすれば審査庁と他の政府官庁、より独立性の強い政府官庁との関係ではそのような矛盾がおきる可能性はあるわけです。しかし、独禁法との関係については、このような問題はまずおこり得ないと思います。

マックリモン (Marilyn MacCrimmon) 私はマイルズさんとは若干意見が違います。

カナダにとって有益な投資だとしても公共の利益という観点からこれを好ましくないものと考えられることはできる訳であります。ただ管轄権については疑問がのこります。実際には、そのような問題はおこらないだろうと思いますが。
スミス どうもありがとうございます。これで法実務のセッションを終ります。

五、閉会式

森島 昨日と今日、相当長時間に亘り、日加法律家会議を運営してきました。大変盛況裡に終わったことを司会の一員であり組織委員のひとりである者として大変嬉しく存しております。では、中京大学法学部の増原法学部長に閉会の辞を述べていただきます。

増原 この二日間、熱心に御討議をいただき貴重な成果が得られましたことを心からお喜び申し上げます。中京大学は名古屋にございまして、名古屋には多々大学があるのでございまして、カナダと日本の法律家による、このように意義深い会議を本学で開くことができましたことを大変に光榮に思っております。ありがとうございます。

このような国際的会議が成功するか否かはお互いの国の専門家の御努力にかかって居ります。

ブリティッシュ・コロンビア大学のスタッフの方々の精力的な御協力の下で、他大学の方や実務家の方多数の御参加をいただき、カナダの法律およびそれと日本法との接点につき詳しく問題を御指摘下さいましたことを厚く御礼申し上げます。

名残は尽きません。もっともとお話を伺いたいのでありますが、時間的な制約がございます。いずれまた日本のあるいはカナダのどこかでこのような機会を持てますように祈って閉会の辞にかえさせていただきます。ありがとうございます。

森島 遠路はるばる日本においでいただき、日本で最も良い季節に、二日間コンファレンスルームで辛抱してくださった、しかも時差ぼけの頭を持ちながら熱心に討論に参加して下さったブリティッシュ・コロンビア大学の諸先生方に日本側の我々一同拍手を送りたいと思います。

それではどうも長い時間ありがとうございました。

(佐保雅子)

付録

一、日加法律家会議開催案内書

一九七〇年代にわが国とカナダとの間の経済的交流は飛躍的に拡大しました。カナダにとって日本は今や世界第二の取引上のパートナーとなっています。カナダにおける日本の経済的重要性が増大するにつれて、カナダの日本に対する関心は強まってきました。カナダの大学における日本研究も年々盛んになっ

てきているようです。日本に対する関心が深まったといってもまだ日は浅く、関心を持つ人の層もそれほど厚くはありません。しかしカナダの将来にとって日本を無視することはできないというのが、一般のカナダ人の認識であるように思われます。

日本に対するカナダ側の関心の深まりに比べて、わが国の法律家はカナダ法に対してほとんど関心を抱いていないように思われます。おそらくカナダ法については無知といっても過言ではないでしょう。このような状況は両国の将来にとって決してプラスとは思えません。そこで私達はカナダのブリティッシュ・コロンビア大学(U・B・C)法学部と提携して表記の会議を催すこととなりました。まずカナダ法一般について学習し、それをもとにして「カナダ法と日本」という形でシンポジウムを持ちたいと思います。両国法律家の交流、ひいては両国の親善強化のため是非御参加下さるよう御案内申し上げます。

昭和五八年二月一日

日加法律家会議組織委員会

二、会議プログラム

四月二三日(土)

十二：〇〇 登録

十三：〇〇 開会式

十三：三〇 カナダの税法／マイケル・オキーファ教授

十四：三〇 カナダ財産法と借地借家問題の解決／ジョージ・クリップバート教授
 十五：三〇 休憩
 十六：〇〇 カナダにおける天然資源開発計画の法的規制
 アンドルウ・トンブソン教授
 十七：〇〇 カナダにおける環境影響評価／ロバート・フランソン教授
 懇親会
 十九：〇〇 懇親会
 四月二四日(日)

九：〇〇 国際法領域における近時のカナダの主導権
 チャールズ・ポーン教授
 十：〇〇 カナダにおける反競争活動の規制——アメリカと比較して
 マリリン・マックリモン教授
 十一：〇〇 休憩

十一：三〇 カナダの新憲法／ケニス・リシック判事
 (コメント) ダグラス・サンダース教授
 十二：三〇 昼食
 十三：三〇 シンポジウム第一部「カナダ法と日本——学
 界関係」
 (日本法) マルコム・スミス教授
 (法哲学) ジョセフ・スミス教授
 (労働法) ジョセフ・ワイラー教授
 休憩
 十五：〇〇 休憩
 十五：三〇 シンポジウム第二部「カナダ法と日本——実
 務関係」
 ウィリアム・マイルズ弁護士
 ウィルフレッド・ウェイクリー弁護士
 マイケル・オキーファ教授
 十七：〇〇 閉会式

三、日加法律家会議参加者名簿

(五十音順)

氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属
青木 清	名古屋大学	石黒 澄子	税理士	梅村 清弘	中京大学
朝見 行弘	名古屋大学	石堂 功卓	中京大学	浦田 賢治	早稲田大学
石川 二三夫	中京大学	内田 貴	北海道大学	江口 順一	大阪大学

日本カナダ法律家会議シンポジウム記録(三)

遠藤 博也	北海道大学	小林 秀文	中京大学	早川 勝	京都産業大学
大江 平治	中京大学院聴講生	桜井 幸三	トヨタ自動車(株)	日比野泰久	名古屋大学院生
大藤 裕三	中央大学院生	佐藤 延子	大垣女子短期大学	平木 義教	千葉敬愛短期大学
長内 了	中央大学	実方 謙二	北海道大学	藤田 勝利	大阪市立大学
小原 喜雄	神戸大学	佐野 寛	名古屋大学	藤原淳一郎	慶応大学
加藤 厚	弁護士	品田 充儀	新潟大学院生	外尾 健一	東北大学
加藤 智泰	名城大学院生	龍田 節	京都大学	保原喜志夫	北海道大学
加藤 紘捷	名古屋自由学院短期大学	田中 清	秋田経済法科大学	松浦以津子	愛知大学
県 博之	弁護士	田中 英夫	東京大学	松浦 好治	大阪大学
亀井 節子	社会保険労務士	千々岩 力	都労委	松村 良之	北海道大学
菊地 正	名城大学	角田 猛	中京大学	松本 昌悦	中京大学
岸上 晴志	中京大学	戸谷 雅美	弁護士	宮城 晴明	中京大学院聴講生
木島 信之	中央大学院生	中野 昌治	愛知学院大学	村井 衡平	神戸学院大学
北新居良雄	弁護士	西 修	駒沢大学	榎木 貞雄	中京大学
鬼頭 史郎	各種会社顧問	西 賢	神戸大学	森際 康友	名古屋大学
国武 輝久	新潟大学	庭山 英雄	香川大学	森島 昭夫	名古屋大学
倉持 孝司	名古屋大学	野呂 汎	弁護士	矢崎 光圀	大阪大学
栗本 雅和	南山大学	萩野 芳夫	南山大学	湯浅 道夫	愛知学院大学
桑原 昌宏	新潟大学	橋詰 洋三	中京大学	吉田 清	名古屋弁護士会長
越川 純吉	中京大学	初谷 良彦	名古屋芸術大学	米山 隆	和歌山大学
小早川義則	名城大学	花房 一彦	新潟大学		

資 料

氏 名	所 属
Bruce L. Barnett	Embassy of Canada
Andrew Thompson	U. B. C.
Charles Bourne	U. B. C.
Douglas Sanders	U. B. C.
George Klippert	U. B. C.
Joseph Smith	U. B. C.
Joseph Weiler	U. B. C.
Kenneth Lysyk	Supreme Court
Malcolm Smith	U. B. C.
Marilyn MacCrimon	U. B. C.
Michael O'Keefe	U. B. C.
Peter Burns	U. B. C.
Robert Franson	U. B. C.
Wilfred Wakely	Attorney
William Miles	Attorney
Robert Nelford	U. B. C.

事務局長	委員	副会長	会長
石川一三夫	龍庭松橋 田山 下 英 満 洋 節 雄 三	森島昭夫	梅村清弘
中京大学助教授	ウイ イル フレ ッド ・ ウ エイ クリ ー マル コム ・ ス ミス 京 都 大 学 教 授 香 川 大 学 教 授 東 京 大 学 教 授 中 京 大 学 教 授	名古 屋大 学教 授 中 京大 学教 授	中 京大 学学 長

四、日加法律家会議組織委員会名簿